

# 令和3年度採用 養父市教育委員会 会計年度任用職員募集要項

## 1 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定 人員	受験資格
保育士	若干名	・保育士資格を有する方
放課後児童支援員 (学童クラブ職員)	若干名	下記のいずれかに該当する方 1. 保育士、社会福祉士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭のいずれかの資格を有する方 2. 大学において社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学・体育学を専修する学科を修めて卒業した方 3. 放課後児童健全育成事業に5年以上従事した経験のある方 4. 高等学校卒業以上の学歴を有する方で、放課後児童健全育成事業に類する施設で2年以上従事した経験のある方 5. 放課後児童支援員資格認定研修を受講済みの方
補助員 (学童クラブ職員)	若干名	・特になし

(注意1) 次のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 養父市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

(注意2) 応募申込みは1職種に限ります。受付後の職種変更はできません。

(注意3) この会計年度任用職員の採用は、養父市の正規職員との採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先させるものではありません。

## 2 試験概要

- (1) 試験日及び試験会場 申込後に連絡
- (2) 試験内容 面接
- (3) 結果発表 試験終了後、受験者に郵便で通知します。

## 3 申込方法

- (1) 申込方法 次の書類を下記の申込先あてに持参するか郵送してください。
  - ① 申込書（本市所定の様式）
  - ② 市販の履歴書（写真添付）
  - ③ 上記受験資格に該当することを証明する書類の写し
- (2) 申 込 先 〒667-0198 養父市広谷250-1  
養父市教育委員会事務局 教育部教育総務課（養父庁舎2階）
- (3) 受付期間 随時（土、日、祝日は受付できません。）  
※ 随時受付のため、受付が終了している場合はご了承ください。
- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

#### 4 勤務条件

職 種	業務内容	勤務場所	報酬	勤務時間、休日等
保育士	保育業務	こども園・保育所	1,059円 (時間給)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日～土曜日</li> <li>①午前7時30分から午前9時30分</li> <li>②午後4時から午後6時30分(延長の場合、午後7時まで)</li> </ul>
放課後児童支援員	保育業務	養父市内学童クラブ	1,136円 (時間給)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常 午後2時00分から午後6時30分までの4時間30分 (延長保育の希望があれば午後7時まで)</li> <li>・学校短縮授業日 下校30分前から午後6時30分まで (延長保育の希望があれば午後7時まで)</li> <li>・学校休業日 午前7時30分から午後6時30分までのうち7時間45分 (延長保育の希望があれば午後7時まで)</li> <li>・週5日または4日勤務(ローテーションによる休日)</li> <li>・休日は、日曜日、祝日、8月13日～15日及び12月29日～翌年1月3日</li> </ul>
補助員	保育補助業務	養父市内学童クラブ	1,059円 (時間給)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常 午後2時00分から午後6時30分までの4時間30分 (延長保育の希望があれば午後7時まで)</li> <li>・学校短縮授業日 下校30分前から午後6時30分まで (延長保育の希望があれば午後7時まで)</li> <li>・学校休業日 午前7時30分から午後6時30分までのうち7時間45分 (延長保育の希望があれば午後7時まで)</li> <li>・週4日または3日勤務(ローテーションによる休日)</li> <li>・休日は、日曜日、祝日、8月13日～15日及び12月29日～翌年1月3日</li> </ul>

#### 【その他の勤務条件】

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- ・年次有給休暇は1年間の勤務日数に応じて付与します。
- ・雇用保険については労働時間(休憩時間を含まない)が20時間/週を超え、雇用契約が1か月以上の場合加入

#### 5 合格発表から採用まで

合格者は、採用前に健康診断書が必要です。健康診断において、異常があると認められた場合は採用を取り消す場合があります。

#### 6 その他

申込手続その他の不明な点は、養父市教育委員会こども育成課までお問い合わせください。  
電話番号 079-664-0315